

MOT Community Japan 会則

基本理念

私たちは、IT革命が急速に進行するなかで、多くの国民が情報技術を利用・活用し、情報社会を豊かに生きていくために不可欠な、情報技術の利用・活用技術の習得を支援する新しいプロフェッションとして、多くのインフォメーション・ワーカーを育成していくイノベータ（時代の先駆者）になりたい。

第1章 総則

第1条（名 称） 本コミュニティは「有限責任中間法人 MOT コミュニティ」（ユウゲンセキニンチュウカンホウジンモットコミュニティ）、英文 MOT Community Japan（以下、「本会」という）と称する。

第2条（目 的） 本会の目的は、次の通りとする。

本会は、質の高いMOT（マイクロソフト オフィシャル トレーナー）等、インフォメーション・ワーカーを育成する専門家を養成し、情報社会の発展に寄与するとともにプロフェッショナル・インストラクタとして、インストラクションの専門家の社会的認知を高めることを目的とする。

第3条（活 動） 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1） インストラクションに関する会員向の教育、研修
- （2） 情報技術及び情報技術の教育研修に関する会員向の情報提供
- （3） インストラクション技術及び情報技術に関する調査、研究
- （4） インストラクション技術及び情報技術に関する書籍の出版、コンテンツの製作、販売
- （5） MOT 制度等の運営に関するマイクロソフト株式会社の活動の支援
- （6） MOT 等の資格認定の評価に関する支援
- （7） MOT 等認定試験制度の企画、構築及び運営に関する支援
- （8） MOT 等プロフェッショナル・インストラクタの社会的地位向上のための広報
- （9） 公式ウェブサイトの構築、メーリングリストの構築、運営
- （10） 外部向セミナー、研修会、講演会の企画、運営
- （11） その他、前各号に付帯する業務

第2章 会員

第4条（会員資格） 本会の目的に賛同する MOT 及び個人、法人、団体は会員となる資格を有する。

2 会員は、本会の会則及び細則を遵守する義務を有する。

第5条（会員の種別） 本会の会員は正会員、特別会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同し、活動するMOT個人であり、そのうち、MOT Expert 取得者を「社員」とする
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同し、活動を援助する法人、団体、個人
- (3) 特別会員：本会の目的に賛同し、活動を支援するマイクロソフト株式会社及びマイクロソフト株式会社が推薦する個人

第6条（入会） 本会への入会を希望する者は、本会則および細則に同意して所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受け、入会金および年会費を期日までに納入して会員となる。

第7条（会費） 本会の会員は、細則に定める会費を所定の期日までに所定の方法により納入しなければならない。

第8条（参加資格） 正会員、特別会員は本会則および細則に特別な規定のない限り、すべての活動に参加することができる。

2 賛助会員の登録者は、理事会の承諾を得た範囲において、本会の活動に参加することができる。

3 会員が活動に参加する場合には、必要に応じて所定の参加申込書を提出し、参加費用を納入した上で参加する。ただし、定員または参加条件のある活動の場合には、参加できない場合および代理出席ができない場合があることを予め了解する。

第9条（禁止事項） 会員は本会の活動において、次の行為を例示として、許容範囲を逸脱した行為を行ってはならない。

- (1) 法律、政令またはこれに準ずる規則に反する行為
- (2) 公序良俗または倫理規範に反する行為
- (3) 第三者の権利を侵害し、不利益を与える行為
- (4) 営利目的の勧誘、商品・サービスの販売行為
- (5) 政治、宗教、その他の思想信条を流布する行為
- (6) 本会または会員のアドレスへの不正メールの送信行為
- (7) その他本会または会員に有害、不利益と理事会が判断し、禁止または是正を要請した行為

第10条（退会） 会員は、所定の退会届を提出し何時でも退会できる。ただし、納入した会費は返却しない。

2 次のいずれかに該当する会員は会員資格を喪失する

- (1) 個人の死亡、法人の解散
- (2) 会費の納入期限の2か月後までに、会費を全額納入しなかった場合
- (3) 除名された場合
- (4) 本会が解散した場合

(5) 総社員の同意

第11条(除名) 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の決議により、その会員を除名することができる。この場合、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与える。

2 退会する場合、本会に対していかなる金銭上の請求もできない。

第3章 総会

第12条(定時社員総会) 定時社員総会では次のことを行う。

(1) 第6章の規定において、新たに選任された新年度の常務理事等及び理事並びに監事の選任。

(2) 前年度の活動及び理事会並びに常務理事会の活動報告。

(3) その他、会員の要望事項の聴取等、必要とされる事項。

2 年次総会の議長は代表理事(以後、会長と表す)をもってこれにあてる。会長に事故あるときは、理事会で定めた順位に従って議長となる。

3 年次総会は毎会計年度終了後3か月以内に開催する。年次総会の開催日時及び場所は理事会で決定する。

4 全会員に対しては、年次総会の1週間前までに、メーリングリスト、電子メール等により、開催日時、場所、議題について通知する。

5 総会は、社員をもって構成し、社員は一人1票の議決権を有する。

6 総会における決議は、定款に特別の定めがある場合を除き、出席社員の過半数による。

7 正会員(社員を除く)は総会に参加できるが、議決権は有しない。

8 賛助会員は理事会の承認を得て参加できるが、発言権、議決権は有しない。

9 特別会員は総会に参加できるが、議決権は有しない。

10 総会は、社員の過半数の出席により、成立する。ただし、社員の委任をもって出席数に含めることができる。委任手続きは理事会にて定める。

11 総会議事録は書記が作成し、これに議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第13条(臨時社員総会) 臨時社員総会は、理事会の決議、会長の要請、監事の要請、又は社員の10分の1以上の要求があった場合に開催する。

第4章 理事会

第14条（定数） 本会には、3名以上、15名以下の理事および1名以上の監事をおく。

2 監事は理事会に対し独立性を保持するため、理事と兼任することはできない。

第15条（選任） 理事及び監事（以下、「理事等」という。）は、第6章の手続きによって、選任される。

第16条（任期） 理事の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

2 後任者が選定されるまでは、現職者が継続してその任にあたる。

3 理事等の再任は妨げないが、上記2項を除き、同じ役職に2期を超えて就任することはできない。

第17条（理事会の職務と義務） 理事会は、会則の定めに従うものの他、本会の運営に関する重要な事項を決定する。

2 理事会は本会の会計について少なくとも年1回以上監事による監査を受ける。

第18条（理事会の開催） 理事会は少なくとも年2回以上開催する。

2 理事会は理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 理事会の決議は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって行う。

4 会長は理事会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が議長となる。副会長に事故あるときは、事務局長が議長となる。事務局長に事故あるときは、理事会の協議によって議長を選任する。

5 理事会の開催は、メーリングリストまたは電子メール等により少なくとも5日前までに通知する。ただし、緊急の場合はその限りでない。

6 会長が適切と認めた場合には、WEB会議等電子的手段及び書面、電子メール等による持回り理事会を開催できる。

7 臨時理事会は、会長または3名以上の理事及び監事の要請がある場合に開催する。

8 理事会への参加は委任状によることができる。

第19条（監事） 監事は、理事会の活動及び本会の財務、会計状況を適宜監査し、その結果を総会において報告する。

2 監事は、総会の招集が必要と認める事由が発生した場合は、臨時総会の招集を行なうことができる。

第5章 常務理事等

第20条（常務理事等の構成と職務） 常務理事等は、会長、副会長、事務局長、会計及び若干名の常務理事によって構成される。

2 常務理事等は、第6章の手続によって選任される。

第 21 条（任 期） 常務理事等の任期は就任後、1 年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第 22 条（会 長） 会長は、代表理事として会を代表し、会務を総括する。

第 23 条（副会長） 副会長は、会長を補佐して会務を行うほか、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

2 副会長は、会の長期計画及び組織の拡張を担当し、理事会に報告する。

第 24 条（事務局長） 事務局長は、会の庶務事項を主管し、会計及び常務理事の職務の調整を行う。

2 事務局長は、会の文書について所管する。

3 事務局長は、年次総会等の通知を行い、各会議の議事録の整備を行う。

第 25 条（会計） 会計は、財務及び予算を所管する。

2 会計は、会計年度の開始の前までに、理事会へ次年度の予算案を提出し、承認を求める。

3 会計は、理事会に対して計算書類を提出する。

第 26 条（常務理事） 常務理事は、事務局長のもとで以下の会務を分掌する。

（1） 教育研修にかかわる事項。

（2） 広報・出版にかかわる事項。

（3） 調査・研究にかかわる事項。

（4） 渉外・普及にかかわる事項。

（5） 認定にかかわる事項。

（6） 会員にかかわる事項。

第 6 章 常務理事等及び理事の選任と解任

第 27 条（選 任） 常務理事等及び理事並びに監事は、社員総会に於ける決議により選任される。

2 常務理事等及び理事は正会員によって構成するが、理事の総数の 3 分の 1 未満及び監事については、正会員であることを妨げない。

3 決議は推薦委員会から推薦された者に対する信任の形をもって行われる。

4 選任は、有効議決権数の 2 分の 1 以上の多数をもって行なう。

5 選任された常務理事等は同時に理事となる。

6 常務理事等及び理事は 2 期を越えて同一職務に再任されることはない。

第 28 条（その他の理事） 過去 2 期の会長は書面による就任承諾をもって、理事となる。ただし、常務理事等の責任を負うものではない。

第 29 条（解 任） 常務理事等及び理事が会員資格を喪失した場合は、直ちにその地位を喪失する。

2 理事会は、過半数の決議で、その他の理事を解任できる。総会は過半数の決議

で、常務理事等及び理事等を解任できる。

- 3 理事会は、常務理事等及び理事が法的行為能力を喪失し、刑法上の罪が確定し、又は、理由なく理事会を欠席した場合には、理事の過半数の決議で解任できる。

第30条（後任） 常務理事等及び理事に欠員を生じた場合には、前任者の残余の任期について、理事会は理事の過半数の決議をもって、後任を任命できる。

第31条（顧問） 理事会は、諸活動を円滑に行うため、必要ある場合、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、理事会が必要と認めた事項について、理事会の諮問に応じるものとする。
- 3 顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、選任後、次の年次総会終了時までとする。

第7章 常務理事会、委員会

第32条（常務理事会） 常務理事会は、会長、副会長、事務局長、会計及び常務理事によって構成される。

- 2 常務理事会は、理事会で定めた方針に基づき、本会の会務を行い、常務理事会の活動は全て理事会に報告する。

第33条（委員会） 理事会の下に次の委員会を設置する。

推薦委員会

- 2 常務理事会の下に次の委員会を設ける。

教育研修委員会、広報・出版委員会、調査研究委員会、認定委員会、会員推進委員会、ビジネス実践委員会

第34条（推薦委員会） 推薦委員会は、理事会の同意を得て、会長より任命された理事以外の本会正会員2名、特別会員（法人）1名、現会長及び過去2期の会長より構成される。

- 2 最古参の元会長が議長となる。
- 3 委員会は理事会に対し、本会会員のなかから常務理事等及び理事等の推薦者を決定し、報告する。但し、第27条の範囲内で、必要に応じて外部の識者、専門家を推薦することができる。
- 4 設立から上記1項の委員構成を満たすまでの間は、過去の会長の代わりに副会長、事務局長の順に委員となる。

第35条（教育研修委員会） 教育研修委員会は、教育研修担当常務理事と常務理事会の推薦を受け、会長により任命された委員によって構成される。

- 2 委員会は会における教育・研修について所管する。

第36条（広報・出版委員会） 広報・出版委員会は、広報・出版担当常務理事と常務理事会の推薦を受け、会長により任命された委員と出版物の編集人によって構成

される。

2 委員会は本会の全ての出版物についての会務を行う。

3 委員会は本会のホームページについての会務を行なう。

第 37 条（調査・研究委員会） 調査・研究委員会は、調査・研究担当常務理事と常務理事会の推薦を受け、会長により任命された委員によって構成される。

2 委員会は本会における調査及び研究について所管する。

第 38 条（認定委員会） 認定委員会は認定担当常務理事と常務理事会の推薦を受け、会長により任命された委員によって構成される。

2 委員会は本会における MOT 等認定関連会務を所管する。

3 委員については、委員にふさわしい本会会員以外の識者を妨げないが、過半数を超えないものとする。

第 39 条（会員推進委員会） 会員推進委員会は会員担当常務理事と常務理事会の推薦を受け、会長により任命された委員によって構成される。

2 委員会は本会の会員拡大等会員関連会務を所管する。

第 40 条（ビジネス実践委員会） ビジネス実践委員会はビジネス担当常務理事と常務理事会の推薦を受け、会長により任命された委員によって構成される。

2 ビジネス実践委員会は、本会が行なう対外ビジネスの実践、管理、及びノウハウの蓄積と共有について所管する。

第 41 条（その他の委員会） 会長は理事会の同意を得て、特定の目的の為の委員会を設置することができる。

第 42 条（委員会の活動） 委員会は、担当常務理事または会長により任命される責任者と共に、設置された目的の達成に向けて活動する。担当常務理事と責任者は活動の経過及び結果を理事会に報告する。

2 委員会の決定は出席者の多数決による。

3 委員の任期は、任命後次の年次総会の終了時までとする。ただし後任者が任命されるまではその限りではない。

第 43 条（事務局） 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局は会計の管理、会員の入退会および登録情報の修正処理、問合せ対応、総会および理事会の招集案内等の業務を統括する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会で検討し細則に定める。

4 事務局は予算内で理事会の承認により外部へ作業委託を行うことができる。但し、委託作業も含めて作業の管理責任は事務局長および担当理事が負う。

第 8 章 資産及び会計

第 44 条（資産の構成） 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第45条（会計年度）本会の会計年度は毎年8月1日に始まり7月31日に終わる。

第46条（予算案の作成）本会の年次活動計画および活動に関わる年次予算は毎会計年度開始前に理事会において決定し、総会にて報告する。

第47条（暫定予算）やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、暫定予算を組み、執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第48条（予算の追加及び更正） 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第49条（事業報告及び決算）本会の年次活動報告書および年次決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理に関する議案）は監事の監査を経て、毎会計年度終了後3ヶ月以内に定時社員総会へ提出し、年次活動報告書についてはその内容を報告し、年次決算書については承認を求めなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第50条（臨機の措置） 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款および会則の改廃、解散、合併

第51条（定款および会則の改廃の提案者） 会長は、会員の10分の1以上の要求、理事会の2分の1以上の要求により定款および会則（以下、「定款等」）の改廃を理事会に提案することができる。

第52条（改廃の手続） 事務局長は、定款等の改廃についての提案を受けた場合には、次に行われる理事会の20日前までに、各理事に対してメーリングリスト、電子メール等で改廃理由と改廃案を通知する。

2 理事会は、会員の権利等に関連する定款等の改廃を審議する際には、一定期間、会員から意見を聞き、審議に反映する必要がある。

第53条（定款等改廃の決定） 定款等の改廃は、理事会において、構成員の3分の2以上の賛成により決定し、直ちに発効する。

第54条（解散）本会は次の事由により解散する。

- (1) 総会の特別決議、但し、有効議決権数の3分の2以上の同意がある場合

- (2) 形態の変更（他組織との併合等）により、継続的な運営が困難となったとき
- (3) 社員の欠乏
- (4) 運営経費の赤字および今後の経費・予算見込みから運営が継続できないとき
- (5) その他、不慮の事故等により、総会の開催を待たずに解散せざるを得ない状況であると理事会が判断したとき

第 55 条（解散時の処理）解散時の処理については、以下の事項を含め細則に定める事項を解散時に決定し、解散時に選定した精算人に委ねるものとする

- (1) 残余金の処理について
- (2) 著作物その他の資産の処分について
- (3) 管理情報の保管および廃棄について
- (4) その他本会と会員および第三者との契約に関する事項について

第 56 条（合併） 本会が他の同等の組織と合併しようとするときは、総会において行使できる議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行なわなければならない。

第 10 章 著作物の管理、責任

第 57 条（著作権の帰属、使用权） 本会は、メーリングリスト及び掲示板等において自由な創作活動、情報交換、交流を旨としており、本会の活動の成果物の確保と第三者による著作権侵害の排除を目的として、本会のメーリングリストに投稿されまたは公式サイトに寄稿されあるいは本会活動により生み出されたすべての著作物（以下総称して、投稿著作物という）を独占的に管理する。

- 2 投稿著作物及び出版物等の著作権は、著作した会員に帰属する。但し、本会は、著作物の独占的かつ排他的な使用权を保有する。
- 3 前 2 項に異議ある会員は、投稿と同時に投稿著作物の著作権・使用权につき条件を明示して本会の同意をなければならない。但し、包括的または事後的な異議、条件の追加修正は受け付けない。
- 4 会員は、本会を退会後も、著作権に関する本会の諸規定（投稿著作物に関する本条の規定を含むがこれに限定されない）は、すべて有効であることに同意する。

第 58 条（投稿の許容事項）本会においては、メーリングリストを中心とした、自由な議論を可能とするために、以下の議論を推奨し、また投稿する機会を提供する。

- (1) オンラインニュース情報を引用しての議論
- (2) 企業や団体、官庁等の公式報道情報およびサイト公開情報を引用しての議論
- (3) 他会員の意見および提供情報を引用しての議論
- (4) 公序良俗を大きく逸脱しない範囲でのあらゆる用語を使用しての議論

- 2 本会では会員のオンラインでの活動は実名の使用を推奨する。
- 3 メーリングリストへの投稿において、本会は会員および会員の関係する個人・法人に対しても不偏不党、議論や批判を行う機会を提供する。

第11章 会員情報の管理

第59条（会員情報の提供） 本会は、会員に対し所定の内容の個人および法人に関する諸情報（以下会員情報という）の登録を依頼する場合があります、会員はこれに同意する。

- 2 本会は、会員の入会登録時、役員への就任時、交流会参加時、その他各種の活動に際して会員の登録により本会が保有する会員情報は、会員の承諾がない限り、本会則および細則に定める本会の運営に必要な場合を除き、いかなる第三者に対しても開示しない。
- 3 会員が登録した会員情報の照会、修正等を希望した場合、会員本人が所定の方法で本会の事務局に連絡することにより、合理的な範囲で速やかに対応する。
- 4 本会は、会員にとって有益と思われる情報提供サービスを電子メールにて送信する場合があります。ただし、会員の申し出があれば、本会の運営上必要なお知らせ以外の電子メールの送信を中止する。

第60条（情報管理） 本会は、本会の管理下にある会員情報の紛失、誤用、改変を防止するために、厳重なセキュリティ対策を実施する。

- 2 会員情報は事務局が統括管理し、一般の会員もしくは利用者がアクセスできない安全な環境下に保管する。
- 3 事務局が信頼に足ると判断し会員情報の守秘義務契約を結んだ個人または法人に、本会の運営業務の一部として会員情報の取扱いを委託する場合があります。尚、この場合にも会員情報は本会の個人情報保護原則のもとで、責任を持って保護される。

第61条（情報管理責任者） 本会は理事会の下に本会の運営上の機密情報および会員情報の管理責任者を設置する。

- 2 情報管理責任者の氏名および連絡先については公式サイト上に明記する。
- 3 情報管理責任者は、本会が保有する会員情報および一般の個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、本会における取り組みを適宜見直し、改善する。
- 4 会員および一般から個人情報の管理方法の問合せ、セキュリティの改善要望、疑問点等に関する問合せ窓口は事務局とする。

第12章 附則

第62条（定款等の制定） 本会則を含む定款等は本会の設立総会において、正当な議

事承認の手続きを経て制定され、同日から施行される。

第 63 条（初年度の常務理事等及び理事等の選任） 本会の初年度の常務理事等及び理事等の選任は、第 6 章の定めに拘わらず、設立準備会が選定した候補者を設立総会で承認することにより選任する。

第 64 条（初年度の監事の任期） 本会の初年度の監事の任期は、第 16 条 1 項の規定に関わらず、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第 65 条（初年度の理事の再任） 本会初年度の常務理事等及び理事の再任については、第 27 条 6 項の規定に関わらず、同じ役職に 3 期まで続けて就任することを妨げない。

第 66 条（初年度会計期間） 第 1 回会計年度は、第 46 条の定めにかかわらず、設立総会の日から翌年 7 月 31 日までとする。

第 67 条（初年度の会費） 初年度の会費は、初年度の会計期間に該当する会費とする。

第 68 条（細則） 本会則についての細則は理事会において定め、速やかに会員に公開するものとする。

会費細則

会則第7条にもとづき、本会の入会金及び会費について定めるものとする。

1. 本会の会員の入会金及び会費について以下のとおり定める。

| | 正会員 (個人) | 賛助会員 (法人・団体) | 賛助会員 (個人) | 特別会員 (法人) | 特別会員 (個人) |
|-----|-------------|----------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 入会金 | 10,000 円 | 50,000 円 | 20,000 円 | 0 円 | 10,000 円 |
| 年会費 | 12,000 円 | 50,000 円／1口 2 口以上 | 24,000 円 | 1,000,000 円 以上 | 12,000 円 |

2. 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申請後 2 ヶ月以内に納入しなければならない。
3. 正会員（個人）、賛助会員（個人）、特別会員（個人）が、当該年度の途中において入会した際の初年度年会費額は、それぞれの年会費を 12 で除した額に初年度の残り月数を乗じた額とする。
4. 賛助会員（法人・団体）の年会費は、入会時に 1 年分を前払いすることとし、2 年目以降も同様とする。
(法人・団体賛助会員は、入会月が翌年分の会費納入期限となる。)
5. 正会員（個人）、賛助会員（個人）、特別会員（個人）の 2 年目以降の会費は、前年度の 7 月に納入するものとする。
6. 賛助会員が正会員の条件を満たし、正会員への変更を希望する場合は、所定の手続きにより、変更することができる。その場合の年会費は、翌年度より正会員の会費をあてるものとする。
7. 法人設立初年度の会費額及び納入時期等については、理事会の決定によるものとする。
8. 本細則は、理事会の承認を経て、改定することができる。

本会則の改訂は 2008 年 12 月 11 日より適用する。